株式会社キンク

(証券コード 8118)

第73期

定時株主総会招集ご通知

日時

2020年6月26日 (金曜日) 午前10時

場所

大阪府吹田市豊津町1番7号 当社大阪店 10階ホール

決議事項

議案 取締役6名選任の件

本年より、株主総会当日にお配りしておりました お土産はとりやめとさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次 ———		
第73期定時株主総	総会招集ご通知	1
新型コロナウイル	ス感染症への対応	2
事業報告		3
連結計算書類		21
計算書類		31
監査報告書		38
株主総会参考書類	j	43

株主各位

京都市下京区東塩小路高倉町2番の1



代表取締役社長 長 島 希 吉

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- **1.日 時** 2020年6月26日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 大阪府吹田市豊津町1番7号 当社大阪店 10階ホール
- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第73期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第73期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役6名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.king-group.co.jp)に掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして

株主のみなさまには、日頃より温かいご支援を賜りまして、有難く厚く御礼申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県 知事から外出自粛が強く要請される事態に至りました。この事態を受け、慎重に検討致しました結果、 本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただく ことと致しました。

株主のみなさまにおかれましては、このような状況も鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会 につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えい ただくようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送いただき、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

<ご来場される株主様へお願い>

- ・本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少致します。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
- ・ご来場される際は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ・会場等において、アルコール消毒液を配備致します。
- ・株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。ご理解 いただきますようお願い申し上げます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.king-group.co.jp)にてお知らせ致します。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかな回復基調で推移しておりましたが、一方で、 海外経済の不確実性が継続している中、期の後半には新型コロナウイルス感染拡大の影響によって景気は大幅に下押しされ、先行きは不透明な状況が続いております。

当アパレル・ファッション業界におきましても、昨年10月の消費増税後の個人消費の減退に加え、新型コロナウイルス感染拡大防止策による外出自粛要請等の影響もあり、非常に厳しい経営環境となりました。

このような環境のもと、当社グループでは、お客様にご納得いただける「強いものづくり」を変わらぬ基軸とし、「上質・プレミアム」に強くこだわり、付加価値の高い商品力を徹底追求し、高品質・高感度な商品づくりに引き続き注力すると共に、ブランド構成を拡充した複合ブランドショップ開発、店頭運営力の更なる向上、生産管理機能の一層の強化、経費の効率使用に努めてまいりました。

その結果、売上高は106億30百万円(前期比5.5%減少)、営業利益は10億27百万円(前期比27.3%減少)、経常利益は10億66百万円(前期比28.1%減少)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は7億円(前期比29.7%減少)となりました。

事業セグメント別の状況は、以下の通りであります。

アパレル事業

「強い商品が全てに優先する」ことをアパレル事業における揺るがない基軸として、企画部門では「上質・プレミアム」に強くこだわり、高品質・高感度な「ものづくり」を目指して、上質で複雑性のある差別化された素材開発の強化、店頭活性化に向けた企画発信のプロモーションの強化、生産管理機能の強化等に取り組みました。

営業部門では「売上高の拡大」を最重要課題として、ブランド構成のバリエーションを拡充した複合ブランドショップ等の新規開発の強化を推進すると共に、既存ショップの売上拡大に向けては、展開ブランドの拡充やスマートフォン対応アプリによるお客様と店頭との情報交換の強化、ブランド周年イベントやプロモーションの強化等、店頭運営力の更なる強化に努めてまいりました。

しかしながら、消費増税後の買い控えや相次ぐ自然災害・天候不順等の影響に加え、期の後半には新型コロナウイルス感染拡大防止策による外出自粛要請等の影響もあり、売上高は88億96百万円(前期比6.2%減少)となり、営業利益は3億60百万円(前期比52.9%減少)となりました。

テキスタイル事業

テキスタイルのプロフェッショナルとして自己完結型ビジネススタイルの更なる進化を目指すと共に、既存主力先の深耕化、次期主力先の開発強化、次世代人材の育成に引き続き取り組みました。また、「ヴィンテージコレクション」を中心とした意匠力の強化や素材・加工方法の開発推進、提案力向上にも注力し、企画提案型テキスタイルコンバーターとしての競争力の強化に努めました。

アパレル業界全体が苦戦していることもあり、売上高は10億32百万円(前期比4.1%減少)となりましたが、営業利益は85百万円(前期比10.4%増加)となりました。

エステート事業

東京・京都・大阪の各不動産に係る賃貸事業につきましては、引き続き資産の有効活用に努めました結果、売上高は7億1百万円(前期比1.9%増加)、営業利益は5億86百万円(前期比2.4%増加)となりました。

(企業集団の事業セグメント別売上高)

区分	第 72 章 2018年4月~20	期)19年3月	第 73 (当連結会言 2019年4月~2	期 †年度) 020年3月	前期比増減率	
	売 上 高	構成比	売 上 高	構成比	13377322 1177	
アパレル	9,485百万円 84.3%		8,896百万円	83.7%	△6.2%	
テキスタイル	1,076	9.6	1,032	9.7	△4.1	
エステート	687	6.1	701	6.6	1.9	
合 計	11,249	100.0	10,630	100.0	△5.5	

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資の総額は2億66百万円で、主にアパレル部門における専門店・百貨店の店頭内装設備の取得によるものであります。

なお、営業活動に重大な影響を与えるような固定資産の売却・撤去等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の終息時期が不透明である中、消費者の衣料品に対する節約志向が続き、引き続き非常に厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような環境のもと、当社グループでは、お客様にご満足いただける「強いものづくり」を変わらぬ基軸とし、「上質・プレミアム」に強くこだわり、付加価値の高い商品力を徹底追求し、高品質・高感度な商品づくりに引き続き注力すると共に、ブランド構成を拡充した複合ブランドショップ開発、店頭運営力の更なる向上、生産管理機能の一層の強化、経費の効率使用に努め、科学(構造式)をベースに、感性(想像力)を駆使して、継続的、安定的に質の高い事業構造を目指すべく全力を傾注する所存であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

		期別	第70期2016年4月~	第71期2017年4月~	第72期2018年4月~	第 73 期 (当連結会計年度) 2019年 4 月~
区	分		2017年3月	2017年4月~2018年3月	2018年4月~ 2019年3月	2019年4月~ 2020年3月
売	上	高(百万円)	12,048	11,732	11,249	10,630
経	常利	益(百万円)	1,116	1,508	1,482	1,066
親ます	会社株主に る 当 期 純	帰属(百万円) 利 益(百万円)	635	998	996	700
1 构	k当たり当期系	純利益 (円)	33.43	52.89	53.67	38.56
総	資	産(百万円)	23,615	24,549	24,554	24,351
純	資	産(百万円)	20,230	20,891	21,053	21,164

⁽注) 第73期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 ポープン	10百万円	100.0%	テキスタイルの卸売
株式会社 エ ス 企 画	10	100.0	アパレル用附属品・販促資材の 卸売
株式会社 キングアパレルサポート	10	100.0	企画・販売・物流並びに事務業 務の代行等

- (注) 当社の連結子会社は上記3社であり、持分法適用会社はありません。
 - ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、アパレル(レディスアパレル、ファッショングッズ)、テキスタイル(プリント服地、無地先染服地)の卸売販売及び不動産賃貸事業を行っております。アパレル及びテキスタイルの製造については、当社グループの商品企画に基づき協力メーカー(一部商社経由)に生産を依頼し、それを仕入れております。

(8) 主要な事業所等

会	社 名		区分	名 称 所在地
				東京本社東京都品川区
株式会社キ	ン	グ	当社	大 阪 店 大阪府吹田市
				京 都 本 店 (登記上の本店) 京 都 府 京 都 市
株式会社ポ	_	ン	子会社	本 社(渋谷店) 東京都渋谷区
株式会社工	ス 企	画	子会社	本 社(東京本社) 東京都品川区
株式会社キン	グアパレルサオ	ミート	子会社	本 社(東京本社) 東京都品川区

(注) 名称の()内はグループ内における店舗名称であります。

(9) 従業員の状況

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減	平	均	年	齢	平均勤続	年 数
			187名	7名減				46.8才		16.0年

(注) 上記の他に期中平均104名の臨時従業員(店頭販売員等)を雇用しております。

(10) 主要な借入先

		借		,	Ĭ,			先			借	入	額
株	式	会	社	三	菱	U	F	J	銀	行			280百万円
株	式	会	社	京		都		銀		行		-	100百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

95,572,000株

(2) 発行済株式の総数

24,771,561株

(3) 株主数

3,367名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
一般財団法人 山田育英財団	1,096千株	6.07%
キング共栄会	1,081	5.99
大同生命保険 株式会社	1,040	5.76
株式会社 中央倉庫	914	5.06
株式会社 三菱UF J 銀行	850	4.71
株式会社 京都銀行	842	4.67
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	833	4.61
有限会社 ワイ・エンタープライズ	800	4.43
山田幸雄	731	4.05
日本生命保険 相互会社	503	2.79

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社は、自己株式6,716千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	山 田 幸 雄	
代表取締役社長COO	長島希吉	事業戦略室長
取 締 役 専務執行役員	石 井 修 二	管理統轄 兼 京都本店長 兼 エステート事業部長
取 締 役 専務執行役員	四反田 孝	企画統轄 兼 東京本社店長
取締役	鈴 鹿 且 久	株式会社聖護院八ッ橋総本店代表取締役社長 京都広告協会理事長 特定非営利活動法人京都府就労支援事業者機構会長 京都府産業教育振興会会長
取 締 役	澤田眞治郎	エームサービス株式会社常勤監査役
常勤監査役	苗村尚志	
監 査 役	北村茂昭	税理士 北村茂昭税理士事務所所長
監 査 役	平 居 新司郎	公認会計士 平居公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役 鈴鹿且久氏、澤田眞治郎氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般 株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 - 2. 監査役 北村茂昭氏、平居新司郎氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役 北村茂昭氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査役 平居新司郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	当事業年度に係る報酬等の総額
取 締 役	7名	134百万円
監 査 役	3名	17百万円
合 計 (社 外 役 員)	10名 (4名)	152百万円 (17百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議(2007年6月28日)による限度額は、取締役 年額240百万円、監査役 年額45百万円であります。
 - 2. 上表には、2019年6月27日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役、社外監査役の各氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する 契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位		氏	名		他 の 法 人 等 の 兼 任 状 況
取締役	鈴	鹿	且	久	株式会社聖護院八ッ橋総本店代表取締役社長、京都広告協会理事長、特定非営利活動法人京都府就労支援事業者機構会長及び京都府産業教育振興会会長であり、当社と各法人等との間には重要な取引関係はありません。
取締役	澤	田	眞 治	郎	エームサービス株式会社常勤監査役であり、当社とエームサービス株式 会社との間には取引関係はありません。
監査役	北	村	茂	昭	北村茂昭税理士事務所所長であり、当社と北村茂昭税理士事務所との間 には取引関係はありません。
監査役	平	居	新司	郎	平居公認会計士事務所所長であり、当社と平居公認会計士事務所との間 には取引関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

地 位		氏	名			主	な	活	動	状	況	
取締役	鈴	鹿	且	久	当事業年度に としての観点す。							
取締役	澤	田	真剂	的郎	当事業年度に としての観点 す。							
監査役	北	村	茂	昭	当事業年度に に出席し、主 おります。							
監査役	平	居	新言	可郎	当事業年度に に出席し、主 っております	こに公認会						

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 20百万円
- ② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 20百万円
- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬 等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げられている事由及びこれに準ずる事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、 会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針であります。

5. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針(企業行動憲章)」を定める。また、その徹底を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議すると共に、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。さらに、コンプライアンス上、疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営するものとする。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じ て適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ)組織横断的なリスクについては、「危機管理委員会」を設置すると共に、「危機管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築するものとする。また、リスクのうちコンプライアンス、外部環境、海外商品調達、及び情報セキュリティに関しては、専管する組織を設置し、規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。
 - ロ) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。
 - ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回 の定例取締役会を開催する他、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確 な意思決定を行うものとする。
 - 口)取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細を定めるものとする。
 - ハ) 年度事業計画等経営計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、取締役、 監査役、執行役員及び事業部門長により構成された事業部会議において、原則として月1 回各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものと する。

- 二)取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役の任期を1年としている。なお、当社は、経営意思決定・監督機能と業務執行責任の明確化を図ると共に、その機能の強化・迅速性を実現し経営の効率性を高めるために執行役員制度を導入している。
- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社は同規程に基づき、子会社の経営成績、財務 状況その他の重要な情報について、定期的に報告を行う。
 - ロ)子会社の損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「危機管理規程」に基づき、子会 社のリスク管理体制を確保する。
 - ハ)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重すると共に、定期的に行われる関係会社 会議等を通して互いの連携を密にし、事業活動の円滑化を図り効率化を確保する。
 - 二)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制

当社は、当社グループ全体の取締役及び使用人が法令・定款を遵守するために定める「コンプライアンス基本方針(企業行動憲章)」に基づき、子会社のコンプライアンス遵守体制を確保する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に 従い、関連規程等の整備を図ると共に適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・ 運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 体制と当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保 に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。当該使用人は 監査役スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。なお、当該使用人の任命、 異動、評価、賃金は、監査役と事前に協議を行い同意を得た上で決定するものとし、当該使用 人の取締役からの独立性を確保する。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及 び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループの業務または業績に与える重要な事項 について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行 為の事実、または当社グループに損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するもの とする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社グループの取締役及び使用 人に対し報告を求めることができるものとする。
 - ロ)当社グループの取締役及び使用人が上記 イ)の報告をしたことを理由として、不利益な 取扱いをすることを禁止する。
 - ハ) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、事業部会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行うものとする。
 - 二) 監査役は、会計監査人、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社グループ の監査の実効性を確保するものとする。
 - ホ) 監査役の職務執行について生ずる費用等の支払いに備え、毎年一定額の予算を設けると共 に、監査役が当該費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、職務執 行上必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払う。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないものとする。その旨を「コンプライアンス基本方針(企業行動憲章)」に定め、反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき内部統制システムの整備・運用を実施しております。当社グループの「業務の適正を確保するための体制」の運用 状況は以下のとおりです。

① コンプライアンス

当社グループでは「コンプライアンス基本方針(企業行動憲章)」並びに「キンググループ 行動規範」を制定しており、入社時の教育実施、及び全社員を対象とした「コンプライアンス セミナー」を毎年実施し、法令、定款を遵守し、倫理を尊重した行動ができるようにする取組 みを継続的に行っております。また、「コンプライアンス委員会」ではコンプライアンスの重 要な問題を審議すると共に、コンプライアンス体制の維持・向上に努めております。

② 損失危機の管理

損失危機の管理につきましては「危機管理委員会」を年2回定期的に開催し、各担当部門より「危機管理規程」に基づくリスクについて報告・対策を行い、リスクの低減・回避に向けて速やかに適切な対応策を実施すると共に、報告・対策の内容については取締役会へ報告しております。

③ 取締役の職務の執行

取締役会におきましては、定例及び臨時取締役会を開催し、法令及び定款その他社内規程に 定められた事項を決議すると共に企業戦略・事業計画等の方向性を決定しております。また、 取締役、監査役、執行役員及び事業部門長で構成される事業部会議におきましては、経営の基 本政策及び経営方針に係わる事項、並びに各部門の重要な業務執行案件についての審議を行い、 業務執行に対する具体的な対応策を決定しております。

④ 内部監査

財務報告に係る内部統制の整備・運用状況につきましては、当社内部監査室において会計監査人と連携し、「基本計画書」に基づいたモニタリングを実施し、評価・整備を行い、改善を進めております。内部統制の「基本計画書」の内容については、毎年取締役会の承認を受けると共に、整備・運用評価の進捗状況は担当役員に随時報告しております。

⑤ 監査役の職務の執行

監査役会は監査計画に則り、経営陣に対する業務監査のための情報収集や会計監査のための 資料分析を行い、その内容を監査報告として取締役会で意見を述べると共に、事業部会議にお いて取締役を含む各事業部門の執行責任者に対し課題を指摘しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付等がなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主に、①アパレル市場におけるミッシー・ミセスゾーンで長年にわたって培ってきたブランド力、②ベターアップ商品でのクリエーション展開に特化しての高品質・高感度な商品開発力、③優れた製品品質とそれを支える技術力、並びに、高い生産性と縫製技術による生産・供給体制、④当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、⑤充実した教育を受け豊富な販売経験を有する当社のファッション・アドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼等にあり、これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取組みの概要

当社は、上記方針に基づき、2019年5月7日開催の取締役会において、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである買収防衛策の導入、変更、継続、廃止及び発動にあたり、株主の意思を法的により明確な形で反映させるべく、2019年6月27日開催の定時株主総会における株主の承認を条件として当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、「本プラン」という)の継続を決議いたしました。

なお、2019年6月27日開催の当社定時株主総会において「本プラン」につき、当社株主の 皆様のご承認をいただいております。

「本プラン」の概要は以下のとおりであります。

本プランの概要

イ) 本プランの手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株式等に対する買付等もしくはこれに類似する行為またはその提案が行われる場合に、買付等を行う者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続きを定めるものです。

ロ)新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、対抗措置として買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(以下「本新株予約権」という)を、その時点の全ての株主に対して新株予約権の無償割当て(会社法第277条以降に規定される)の方法により割当てます。

ハ) 取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、または社外の有識者から構成される独立委員会の判断を経ると共に、株主の皆様に独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会は、当社取締役会に対し、本プラン所定の場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の皆様の意思を確認するよう勧告することがあります。

二) 本新株予約権の行使等による買付者等への影響

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により 本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者 等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の 議決権割合は希釈化される可能性があります。

ホ)対象となる買付等

本プランは下記(i) または(ii) に該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除く。当該買付行為を、以下「買付等」という) がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者または提案する者(以下「買付者等」という) は、予め本プランに定める手続きに従うこととします。

- (i) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付
- (ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及び その特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであります。

したがって、当社取締役会は、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、 また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重点課題として認識しており、利益配分につきましては、安定的かつ業績に見合った配当の継続に努めると共に、内部留保の充実にも努めることを基本方針としております。

安定配当の指標といたしましては、1株当たりの年間基本配当を5円とし、また、業績に見合った配当性向につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の概ね40%を一つの指標といたします。

内部留保につきましては、高効率の企業体質を作り上げるためのブランド開発、店舗開発等の 事業投資を優先しつつ、株主還元としての自己株式取得も含め、中長期的な視点で投資効率の高 い活用を検討してまいります。

⁽注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

				` '	<u>- </u>
科目	(ご参考) 前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	科目	(ご参考) 前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
(資 産 の 部)			(負債の部)		
汝 卦 恣 辛	12 100	12 200	流動負債	2,460	2,046
流動資産	13,189	13,298	支払手形及び買掛金	897	773
現金及び預金	9,929	10,514	短期借入金	380	380
受取手形及び売掛金	1,263	885	1年内返済予定の 長期借入金	30	_
商品	1,834	1,741	未払金	364	266
原材料及び貯蔵品	51	41	未払法人税等	324	186
		100	未払消費税等	11	62
その他	114	120	賞 与 引 当 金	248	188
貸 倒 引 当 金	△4	△5	役員賞与引当金	25	18
固定資産	11,365	11,053	そ の 他	177	172
			固定負債	1,040	1,140
有形固定資産	8,697	8,616	長 期 借 入 金	_	50
建物及び構築物	1,939	1,880	退職給付に係る負債	180	175
土 地	6,474	6,480	資産除去債務	118	127
			長 期 未 払 金	167	167
その他	283	255	そ の 他	574	619
無形固定資産	395	304	負債合計	3,501	3,187
投資その他の資産	2,272	2,132	(純資産の部)		
			株主資本	20,698	20,932
投資有価証券	1,381	1,209	資 本 金	2,346	2,346
長期貸付金	5	4	資本剰余金	8,127	8,127
	77	107	利益剰余金	12,367	12,703
繰延税金資産	77	106	自己株式	△2,142	△2,244
差入保証金	586	585	その他の包括利益累計額	354	232
その他	231	243	その他有価証券評価差額金	353	232
			退職給付に係る調整累計額	0	0
貸倒引当金	△11	△16	純 資 産 合 計	21,053	21,164
資 産 合 計	24,554	24,351	負債及び純資産合計	24,554	24,351

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

									(単位・日月日)
	禾	斗				目		(ご参考) 前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売売		上	上	原		5 5		11,249 4,950	10,630 4,824
	売		_	総		_ :ij	益	6,299	5,806
販	売			般管	理費			4,886	4,779
742	営	<i></i>	業		利	•	益	1,413	1,027
営	_	業	外	収		±	_	.,	.,
_	受	714	取		利	_	息	7	7
	受	耳	-	配		旨	金	35	37
	受	取	地		t	家	賃	4	0
	仕	-	入		割	•	引	23	20
	そ			\mathcal{O}			他	3	3
	営	業	外	収	益	合	計	75	70
営		業	外	費	F	月			
	支		払		利		息	2	3
	環	境	対	É	钜	費	用	_	24
	そ			の			他	4	3
	営	業	外	費	用	合	計	7	31
	経		常		利		益	1,482	1,066
特		別		利	盐				
	古	定	資	産	売	却	益	1	_
	特	別	利		益	合	計	1	_
特		別		損		ŧ			
	古	定	資	産	除	却	損	14	25
	特	別	損		Ę	合	計	14	25
	税	金等	調整		当 期	純 利	益	1,468	1,040
	法	/ 1/0			及び		税	450	314
	法	人	税	等	調	整	額	21	25
	法	人	税			合	計	471	340
	当	其	-	純		ij 	益	996	700
		支配株						_	_
	親	会 社 株	主に児	帰属す	る当	期純利	益	996	700

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

		株	主 資	本		その他	の包括利益	累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益計 累計額合計	純 資 産合 計
当 期 首 残 高	2,346	8,127	12,367	△2,142	20,698	353	0	354	21,053
当 期 変 動 額									
剰余金の配当			△364		△364			_	△364
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			700		700				700
自己株式の取得				△102	△102				△102
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					_	△121	△0	△122	△122
当期変動額合計	_	_	335	△102	233	△121	△0	△122	110
当 期 末 残 高	2,346	8,127	12,703	△2,244	20,932	232	0	232	21,164

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称 連結子会社は、(株)ポーン、(株)エス企画、(株)キングアパレルサポートの3社であります。
 - ② 非連結子会社 非連結子会社はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項 該当する会社はありません。
- (3) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

口. たな卸資産

商品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ、有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

口. 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額 法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

口. 當与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連 結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理額

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により按分した額を翌連結会計年度より費用処理しております。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

5,557百万円

(2) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

61百万円

(3) 保証債務

(保証先)

(保証額)

パートナーショップ 1件

0百万円 金融機関借入保証

좕

0百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	24,771,561	_	_	24,771,561

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決	議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5 取締役	月7日	普通株式	364	20	2019年3月31日	2019年6月10日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決	議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5	5月11日 役会	普通株式	利益剰余金	252	14	2020年3月31日	2020年6月8日

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に繊維製品の卸売事業を行うために、必要に応じて運転資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引 先による金融機関からの借入金の一部に対し債務保証を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。短期借入金は、主に運 転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後1年以内であります。なお、短期借入金は変 動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、各事業部門における営業部と法務審査部が連携し、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、基準金利に一定の料率を上乗せする金利での借入を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

- ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、各部署からの報告に基づき、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動 性を連結売上高の2ヶ月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、以下の表には含めておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	10,514	10,514	_
(2) 受取手形及び売掛金	885	885	_
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,174	1,174	_
資 産 計	12,574	12,574	_
(1) 支払手形及び買掛金	773	773	_
負 債 計	773	773	_

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって おります。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金はすべてが短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金はすべてが短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	34

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

		1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金		10,514	_	_	_
受取手形及び売掛金		885	_	_	_
合	計	11,399	_	_	_

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の概要

当社では、東京都及び京都府等において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用オフィスビル等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における 時価及び当該時価の算定方法

連結貸	借対照表計上	額(百万円)	連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	(百万円)
4,202	162	4,365	9,595

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 主な変動

増加は、賃貸等不動産の取得及び補修等によるもの 198百万円 減少は、賃貸等不動産の減価償却等 △35百万円

3. 時価の算定方法

期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

ただし、重要性が乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

(3) 賃貸等不動産に関する損益

賃貸収益 (百万円)	賃貸費用 (百万円)	差 額 (百万円)	その他(売却損益等) (百万円)
701	114	586	_

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,172円18銭 38円56銭

1株当たり当期純利益

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループが不動産賃貸借契約を締結している店舗等の賃貸期間経過後の原状回復義務等及び当社の 所有する共用資産の使用後のアスベストの除去に伴い発生する法的義務

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3~50年と見積もり、使用用途及び使用面積に応じた合理的な価格により算出しております。

なお、割引率については影響が軽微であるため、当該算定方法に使用しておりません。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	118百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	19百万円
資産除去債務の履行による減少額	△10百万円
当期末残高	127百万円

貸借 対照表

				(-	12世・日月17日/
科目	(ご参考) 前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)	科目	(ご参考) 前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	11,872	11,974	流動負債	2,222	1,855
	9,004	9,521	支払手形及び買掛金	765	666
	1		短期借入金	380	380
受取手形及び売掛金	926	602	未 払 金	464	354
商品	1,832	1,738	未払費用	32	24
前 払 費 用	6	9	未払法人税等	275	144
未収入金	71	81	未払消費税等	_	34
その他	34	26	賞与引当金	178	128
貸倒引当金	△3	△5	役員賞与引当金	25	18
固定資産	11,382	11,074	そ の 他	101	105
			固定負債	1,051	1,101
有形固定資産	8,695	8,615	退職給付引当金	181	175
建物	1,932	1,875	資産除去債務	111	121
構築物	5	4	長 期 未 払 金	167	167
車 両 運 搬 具	16	12	長期預り保証金	591	636
工具、器具及び備品	265	242	負 債 合 計	3,274	2,957
土 地	6,474	6,480	(純資産の部)		
無形固定資産	395	304	株主資本	19,626	19,859
ソフトウェア	128	94	資 本 金	2,346	2,346
その他	266	210	資本剰余金	8,127	8,127
			資本準備金	8,127	8,127
投資その他の資産	2,292	2,155	利益剰余金	11,296	11,631
投資有価証券	1,381	1,209	利益準備金	587	587
関係会社株式	38	38	その他利益剰余金	10,709	11,044
破産更生債権等	6	11	別 途 積 立 金繰越利益剰余金	8,680	9,280
繰延税金資産	65	95		2,029 △ 2,142	1,764 △ 2,244
差入保証金	586	585	日 日 休 八	△2,142 353	232
その他	225	232	その他有価証券評価差額金	353	232
貸倒引当金	△11	△16	純 資 産 合 計	19,980	20,091
資産合計	23,254	23,049	負債及び純資産合計	23,254	23,049
~ 4 1 11			7. K K O #0 F L L L I	20,20 1	

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

	禾	斗			目		自至	(ご参考) 前事業年度 2018年 4 月 1 日 2019年 3 月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売			上		高			10,013	9,431
売		上	原		価			4,100	4,025
	売	上	糸		利	益		5,913	5,406
販	売	費及で			費			4,742	4,616
	営		業	利		益		1,170	789
営		業	外	収	益				
	受		取	利		息		6	7
	受	取	酉	7	当	金		205	197
	そ		0	D		他		23	16
	営	業	外 4	又 益	合	計		236	221
営		業	外	費	用				
	支		払	利		息		2	2
	環	境	対	策	費	用		_	24
	そ		0)		他		2	1
	営	業	外		合	計		5	29
	経		常	利		益		1,401	981
特		別	利		益				
	固	定	資 產		却	益		1	_
	特	別	利	益	合	計		1	_
特		別	損		失				
	固	定	資 產	全 除	却	損		14	25
	特	別	損	失	合	計		14	25
	税	引前	前 当	期	純 利	益		1,388	955
	法	人税、	住 民	税 及	び事業	税		364	231
	法	人	税等		整	額		20	24
	法	人	税	等	合	計		385	255
	当	期	糸	4	利	益		1,002	700

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

			株	主		資	本		
		資本剰余金		利	益 剰 余		金		
	資本金	本 金	次十到今人		その他利益剰余金		刊光到合合	自己株式	株主資本 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	別 途積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	2,346	8,127	8,127	587	8,680	2,029	11,296	△2,142	19,626
当 期 変 動 額									
剰余金の配当			_			△364	△364		△364
当 期 純 利 益			_			700	700		700
別途積立金の積立			_		600	△600	_		_
自己株式の取得			_				_	△102	△102
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			_				_		-
当期変動額合計	_	_	_	_	600	△264	335	△102	233
当 期 末 残 高	2,346	8,127	8,127	587	9,280	1,764	11,631	△2,244	19,859

	評 価・ 換	算 差 額 等	
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	353	353	19,980
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		_	△364
当 期 純 利 益			700
別途積立金の積立		_	_
自己株式の取得		_	△102
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△121	△121	△121
当期変動額合計	△121	△121	111
当 期 末 残 高	232	232	20,091

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に 取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 によっております。

③ 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度 に見合う分を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、 当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数(5年)による定率法により按分した額を翌事業年度より費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における これらの会計処理の方法と異なっております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 0百万円 短期金銭債務 112百万円 長期金銭債務 16百万円 (2) 有形固定資産の減価償却累計額 5.547百万円 61百万円

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額

(4) 保証債務 (保証先) (保証額)

> ㈱キングアパレルサポート 50百万円 金融機関借入保証 パートナーショップ 1件 0百万円 金融機関借入保証

> > 計 50百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕入高

販売費及び一般管理費

営業取引以外の取引高

205百万円 904百万円 163百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,536,108		180,000		_	6,716,108

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得180,000株による増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	6百万円
賞与引当金	39百万円
未払事業税	14百万円
未払事業所税	2百万円
退職給付引当金	53百万円
長期未払金	51百万円
投資有価証券評価損	72百万円
電話加入権評価損	8百万円
資産除去債務	37百万円
その他	22百万円
繰延税金資産小計	308百万円
評価性引当額	△101百万円
繰延税金資産合計	207百万円
(繰延税金負債)	
VENTARIA E MARIA E LA	

資産除去債務に対応する除去費用 △10百万円 その他有価証券評価差額金 △102百万円 繰延税金負債合計 △112百万円 繰延税金資産の純額 95百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱キングアパレルサポート	所有 直接 100%	業務委託	企画・販売等の 事務業務委託	856	未払金	87

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針 企画・販売等の事務業務委託料については、両者協議の上、当該契約により決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,112円79銭

1株当たり当期純利益

38円54銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社が不動産賃貸借契約を締結している店舗等の賃貸期間経過後の原状回復義務等及び当社の所有する 共用資産の使用後のアスベストの除去に伴い発生する法的義務

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3~50年と見積もり、使用用途及び使用面積に応じた合理的な価格により算出しております。

なお、割引率については影響が軽微であるため、当該算定方法に使用しておりません。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高 1111百万円 有形固定資産の取得に伴う増加額 19百万円 資産除去債務の履行による減少額 △10百万円 当期末残高 121百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社 キング 取締役会 御中

PwC京都監査法人 東京事務所

指定社員 公認会計士 高井 晶 治 印業務執行社員 公認会計士 高井 晶 治

指定社員 公認会計士 橋 本 民 子 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キングの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の 注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社 キング 取締役会 御中

PwC京都監査法人 東京事務所

指定社員 公認会計士 高井 晶 治 印業務執行社員 公認会計士 高井 晶 治

指定社員 公認会計士 橋 本 民 子 即

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キングの2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて 説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。ま た、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業 の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人PWC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人PWC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社 キング 監査役会

常勤監査役 苗 村 尚 志 印

監 査 役 北 村 茂 昭 印

監 査 役 平 居 新司郎 ⑪

(注) 監査役北村茂昭及び監査役平居新司郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者につきましては、当社グループの事業・経営状況を理解し、事業環境の変化に合わせた経営戦略等を立案すると共に、強いリーダーシップを発揮し迅速かつ適切に遂行できる経験と能力を重視して指名しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	が 氏 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
ш .	(生 平 月 口)	1974年 4 月 当社入社	37 TH 21 37 3X
		1978年 3 月 当社取締役総合開発部次長	
	は 出 幸 雄	1981年 1 月 当社常務取締役管理本部長	721 5 46 1/4
	(1947年9月18日)	1983年10月 当社代表取締役社長	731,546株
1		2018年6月 当社代表取締役会長CEO	
1		現在に至る	
	【取締役候補者とした理問	·-	
		哺者とした理由は、長年にわたり当社の代表取締役社長を	
		舌かし、2018年からは当社代表取締役会長CEOとして経	『営全般を統轄して
	おり、引き続き当社の場	収締役候補者といたしました。	
		1990年 4 月 当社入社	
		2012年10月 当社ライセンス事業部長	
	なが しま き まじ 長 島 希 吉 (1967年10月29日)	2013年6月 当社執行役員ライセンス事業部長	
		兼東日本地区営業統轄	
		2015年6月 当社取締役常務執行役員ライセンス事	
		業部長兼東日本地区営業統轄	
		2016年6月 当社取締役常務執行役員ライセンス事	4,400株
		業部長兼営業統轄	
2		2018年4月 当社取締役常務執行役員事業戦略室長	
		兼営業統轄	
		2018年 6 月 当社代表取締役社長COO	
		兼事業戦略室長	
	『ロウィウィル・ユキチャナントントでは	現在に至る	
	【取締役候補者とした理目		2010年みとは兆却
		哺者とした理由は、当社での豊富な経験と実績を活かし、 : して強いリーダーシップにより経営における業務執行を	
	代表取締役任長し00 続き当社の取締役候補		が指してわりが1つ
		1 C V 1 C O A O / C o	

候補者番 号	・	略 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
3	治 并 修 二 (1948年12月26日)	1975年 3 月 当社入社 2001年 7 月 当社総務部長兼情報システム部長 2002年 6 月 当社執行役員総務部長兼情報システ部長 2004年 6 月 当社取締役管理部門管掌兼総務部長兼京都本店長 2007年 7 月 当社取締役常務執行役員管理部門管:兼大阪本社店長兼京都本店長 2010年 6 月 当社取締役常務執行役員管理部門管:兼大阪店長兼京都本店長兼株式会社キングアパレルサポート表取締役社長 2014年 6 月 当社取締役専務執行役員管理部門管:兼京都本店長 2017年 4 月 当社取締役専務執行役員管理部門管:兼京都本店長 2017年 4 月 当社取締役専務執行役員管理部門管:兼京都本店長	掌 掌 代 学
		現在に至る 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
4	した人だ たかし ア 四 反 田 孝 (1952年9月29日)	1976年 3 月 当社入社 2001年 7 月 当社第一事業部長 2002年 6 月 当社執行役員第一事業部長 2004年 6 月 当社取締役第一事業部長 兼東京本社店長代行 2009年 4 月 当社取締役第列行役員ライセンス事業 長兼企画統轄(東京本社担当) 2009年 6 月 当社取締役常務執行役員ライセンス業部長兼企画統轄 2011年 6 月 当社取締役常務執行役員テイセンス業部長兼ピエッサ事業部長兼企画統轄兼東京本社店長 2017年 4 月 当社取締役専務執行役員企画統轄兼東京本社店長 2017年 4 月 当社取締役専務執行役員企画統轄兼東京本社店長第ピエッサ事業部長 2019年 4 月 当社取締役専務執行役員企画統轄兼東京本社店長現在に至る	事 事 10,000株
		日】 	

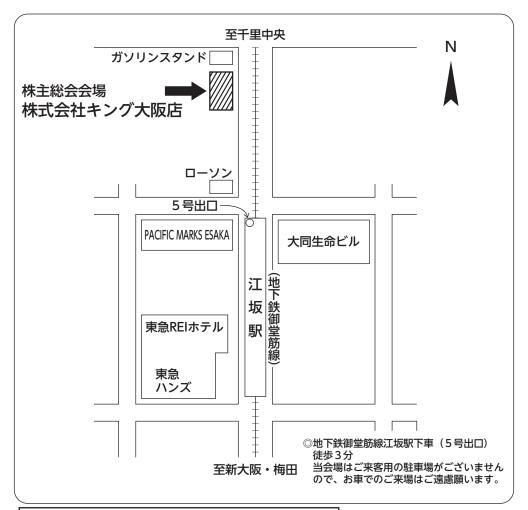
候補者番 号	荒	(地位及び	略 歴 担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数		
5	が 鈴 鹿 且 久 (1949年7月27日)	1980年12月	株式会社聖護院八ッ橋総本店入社 司社代表取締役社長 現在に至る 社団法人京都府物産協会会長 当社社外取締役 現在に至る 京都八ッ橋商工業協同組合理事長 京都広告協会理事長 現在に至る 特定非営利活動法人京都府就労支援事 業者機構会長 現在に至る 京都府産業教育振興会会長 現在に至る	520株		
	【社外取締役候補者とした理由】 鈴鹿且久氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社聖護院八ッ橋総本店代表取締役社長を務め、経営者としての視点、幅広い見識を有しており、引き続き当社の社外取締役候補者といたしました。					
6	澤 苗 眞治郎 (1954年9月3日)	2004年6月 [2013年4月 [2015年4月 [2016年3月 [2016年6月]2018年6月]	三井物産株式会社入社 司社アパレル事業部長 司社執行役員中国総代表 司社常務執行役員中国総代表 司社退任 エームサービス株式会社常勤監査役 現在に至る 当社社外取締役 現在に至る	- 株		
	【社外取締役候補者とした理由】 澤田眞治郎氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営における豊富な経験と実績、幅広い知識 と見識を有しており、当社が持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると判断 し、引き続き当社の社外取締役候補者といたしました。					

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 鈴鹿且久氏及び澤田眞治郎氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 澤田眞治郎氏は、2020年6月25日開催予定のエームサービス株式会社の定時株主総会終結の時をもって、同社常勤監査役を退任する予定であります。
 - 4. 鈴鹿且久氏及び澤田眞治郎氏は現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって鈴鹿且久氏が15年、澤田眞治郎氏が2年であります。
 - 5. 当社は鈴鹿且久氏及び澤田眞治郎氏との間で、法令の定める額を限度に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
 - 6. 当社は、鈴鹿且久氏及び澤田眞治郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

\X	Ŧ	欄〉

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府吹田市豊津町1番7号 当社大阪店 10階ホール



本年より、株主総会当日にお配りしておりました お土産はとりやめとさせていただきます。 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

